医師の入職手続き 確認表

対象：新しい医療機関に入職する医師（常勤・非常勤）

発行元：株式会社Neco（Neco Journal） ／ 管理責任者：株式会社Neco（代表取締役） ／ 版1.1 ／ 最終更新日：2026年11月21日

医師本人の手続きと、勤務先（医療機関）の手続きを分けて、自分に当てはまるかを確かめる表です。公式の様式の代わりではありません。提出先・期限・様式は、各機関の最新の案内で確かめてください。

新しい勤務先（記号でも可）		**入職日**	
いまの勤務先の所在地（都道府県・市）		**新しい勤務先の所在地（都道府県・市）**	
元の都道府県で続ける外勤先・麻薬の施用		**受けている指定と指定した自治体**	

済	手続き・準備	誰が行うか	当てはまる人	期限	提出先・メモ	根拠	当てはまる？
医師本人が行う行政の手続き（当てはまる人だけ）							
☐	保険医の管轄地方厚生（支）局長変更届	医師本人	主に勤務する保険医療機関が、登録している地方厚生（支）局の管轄の外に変わる（同じ厚生局の管轄内の異動は届出不要）。保険診療に就かない期間に、住所が管轄の外に移るときも	異動から10日以内（異動の日以降に提出）	変更前に登録している地方厚生（支）局。関東信越厚生局はマイナポータル・窓口・郵送で受け付け	保険医登録の省令 第15条	はい・いいえ・確認中
☐	保険医の氏名変更届	医師本人	氏名が変わった	速やかに（戸籍抄本など、事実を証する書類を添える）	登録している地方厚生（支）局	保険医登録の省令 第16条	はい・いいえ・確認中
☐	麻薬施用者免許の申請	医師本人（勤務先と調整）	新しい勤務先で麻薬を施用・処方し、その都道府県の免許を持っていない（都道府県が違う2か所以上で施用するなら、それぞれの都道府県で免許が要る）	施用・処方を始める前	勤務先の所在地の都道府県（薬務主管課・保健所の案内）	麻薬及び向精神薬取締法 第3条・第27条	はい・いいえ・確認中
☐	麻薬施用者の業務廃止届	医師本人	免許を受けた都道府県の中で、麻薬の施用をすべてやめる（他の都道府県へ移り、元の都道府県の外勤先などでも施用しない、麻薬を扱う診療をやめるなど）。元の都道府県の別の施設で施用を続けるなら出さない（次の記載事項変更届）	やめてから15日以内。免許証を添える	免許を受けた都道府県。廃止届を出すと、その都道府県の従として勤務する施設でも施用できなくなる	同法 第7条	はい・いいえ・確認中
☐	麻薬施用者免許証の記載事項変更届	医師本人	同じ都道府県の中で主に施用する施設（麻薬業務所）が変わる。他の都道府県へ移っても、元の都道府県の外勤先などで施用を続ける。従として勤務する施設が増える・減る。住所・氏名が変わる	変わってから15日以内。免許証を添える	免許を受けた都道府県。主に施用する施設・従として勤務する施設のどちらの変更として出すかは、その都道府県の案内で確かめる	同法 第9条	はい・いいえ・確認中
☐	難病指定医の変更の届出（指定権者が変わらないとき）	医師本人	難病指定医の指定を受けていて、主に指定難病の診断を行う医療機関が変わるが、その所在地を管轄する指定権者（都道府県、または指定都市）は変わらない	速やかに	指定を受けた都道府県・指定都市	難病法施行規則 第19条	はい・いいえ・確認中
☐	難病指定医の新規申請と、元の指定の辞退（指定権者が変わるとき）	医師本人	主に指定難病の診断を行う医療機関の所在地を管轄する指定権者が変わる（他の都道府県へ移る。同じ県の中でも、県の所管地域と指定都市の間で移る。例：神奈川県の所管地域から横浜市）	速やかに（期限・方法は、移り先と元の自治体の案内で確かめる）	移り先の都道府県・指定都市に新規申請。元の都道府県・指定都市には辞退などの届出。神奈川県は、県外や県内の指定都市へ移る場合に、移り先への新規申請と県への辞退届を案内している	難病法 第40条、同法施行規則 第16条・第19条・第20条	はい・いいえ・確認中
☐	医師の届出（2年ごと）	医師本人	すべての医師。入職が年末年始に重なるときは、12月31日現在の勤務先を書く	偶数年の12月31日現在の状況を、翌年1月15日まで	住所地の都道府県を経由	医師法 第6条第3項	はい・いいえ・確認中

済	手続き・準備	誰が行うか	当てはまる人	期限	提出先・メモ	根拠	当てはまる？
勤務先（医療機関）が行う手続き（書類を求められる）							
☐	保険医の採用の届出（保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届）	新しい勤務先	保険医療機関で保険診療を担当する（常勤・非常勤とも）	速やかに	勤務先の所在地を管轄する地方厚生（支）局。医師は保険医登録票の写しを渡す	保険医登録の省令 第8条	はい・いいえ・確認中
☐	保険医の退職の届出（同じ届の退職者の欄）	前の勤務先	前の勤務先が保険医療機関	速やかに	前の勤務先を管轄する地方厚生（支）局	保険医登録の省令 第8条	はい・いいえ・確認中
☐	雇入時の健康診断	新しい勤務先	常時使用する労働者として雇われる	雇い入れるとき	3か月以内に受けた健康診断の結果を出すと、相当する項目を省ける	労働安全衛生規則 第43条	はい・いいえ・確認中
☐	健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入	新しい勤務先	加入の要件に当たる（勤務日数・時間などで異なる）	勤務先が期限までに届け出る	医師は基礎年金番号・雇用保険の被保険者番号などを伝える	各制度の法令（勤務先が確認）	はい・いいえ・確認中
入職前に用意・確認するもの							
☐	医師免許証（原本の提示・写し）	医師本人	勤務先に求められた場合	入職前	新しい勤務先	施設ごと	はい・いいえ・確認中
☐	保険医登録票	医師本人	保険診療を担当する	入職前	写しを勤務先へ。なくしたときは登録している厚生局に再交付を申請	異動届の添付書類（厚生局の記載要領）	はい・いいえ・確認中
☐	専門医・認定医などの認定証の写し	医師本人	勤務先に求められた場合	入職前	新しい勤務先	施設ごと	はい・いいえ・確認中
☐	抗体価・予防接種の記録（麻疹・風疹・水痘・ムンプス・B型肝炎など）	医師本人	勤務先に求められた場合	入職前	新しい勤務先（院内感染対策の担当）	施設ごと	はい・いいえ・確認中
☐	前の勤務先の源泉徴収票	医師本人	同じ年のうちに転職し、新しい勤務先で年末調整を受ける	前の勤務先は退職の日以後1か月以内に交付	前の勤務先から受け取り、新しい勤務先へ	所得税法 第226条	はい・いいえ・確認中
☐	医師賠償責任保険	医師本人	すべての医師（加入は任意）	入職前	勤務先の保険で医師個人の責任も補償されるか、外勤先での診療は対象かを確かめ、必要なら個人での加入を考える	任意（保険の契約）	はい・いいえ・確認中
☐	兼業（外勤）の届出・許可	医師本人	外勤・非常勤を続ける、または始める	入職前に確認	新しい勤務先の就業規則・兼業の規程。労働時間は勤務先が違っても通算されるため、外勤の勤務時間や当直の申告を求められる	施設ごと（労働時間の通算は労働基準法 第38条）	はい・いいえ・確認中
☐	当直・オンコール・緊急時の連絡体制	医師本人	すべての医師	初日まで	診療科の責任者	施設ごと	はい・いいえ・確認中
☐	電子カルテのID・職員証・院内研修の日程	新しい勤務先	すべての医師	初日まで	人事・情報システムの担当	施設ごと	はい・いいえ・確認中
☐	学会・専門医の登録情報（勤務先）の更新	医師本人	学会の会員・専門医の登録がある	入職後	各学会・専門医の認定団体	各団体の規程	はい・いいえ・確認中
☐	医師会・医師国保などの異動の手続き	医師本人	医師会・医師国民健康保険組合などに加入している	入職の前後	加入している団体の案内	各団体の規程	はい・いいえ・確認中

ご利用にあたって

- 期限と根拠は2026年11月18日時点の条文（e-Gov法令検索）と関東信越厚生局・厚生労働省の案内で、難病指定医と麻薬施用者の届出の使い分けは2026年11月21日に神奈川県・東京都の案内で確認しています。様式と提出方法は地域で異なります。
- 麻薬施用者の業務廃止届は、免許を受けた都道府県で施用をすべてやめるときの届出です。元の都道府県の外勤先などで施用を続けるなら、その都道府県の案内に沿って記載事項の変更として届け出ます。
- 難病指定医の指定権者は、主に指定難病の診断を行う医療機関の所在地の都道府県、または指定都市です。同じ県の中の異動でも、指定権者が変われば新規申請が要ることがあります。ほかの指定（小児慢性特定疾病指定医など）も、指定した自治体の案内で確かめてください。
- 株式会社Necoが作成した確認用の資料で、法令で定められた様式ではありません。社会保険労務士・弁護士による監修は受けていません。
- 患者さんの氏名・ID・病名・診療内容や、勤務先の内部資料は書き込まないでください。このファイルに入力した内容がNecoに送られることはありません。